ロ　保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは，必ず「親権者」全員の状況を確認の上，記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは，例えば，ドメスティックバイオレンス，養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の課税証明書等を添付できない場合」は，（２）④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）①又は③に該当するときは，保護者全員の課税証明書等を添付してください。

ホ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）④又は⑤に該当するときは，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また，主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
（注）医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ　４月に入学した新入生は，原則として４月中に申請を行う必要があります。また，転校の場合も，原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には，就学支援金の受給資格はありません。また，高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して３６月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし，支給停止期間等は含めません。）

ハ　２校以上の学校に在学している場合は，いずれか１校を選んで申請をしてください。

ニ　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき，不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ　受給資格の認定を受けた後は，原則毎年，都道府県（文部科学省）が定める期限までに，収入状況届出書を提出する必要があります。また，保護者等や収入の状況に変更があった場合にも，収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ　正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは，就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので，必ず提出してください。

ト　保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。

附　則

この省令は，平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省厚生労働省令第一号

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第十条第一項及び第二項、第十三条第二項（同法第三十八条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項及び第三項、第十七条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）、第十九条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定に基づき、公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令

（指定の申請）

第一条　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号。以下「法」という。）第十条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　公認心理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　試験事務を開始しようとする年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録

二　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

三　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四　役員の氏名及び略歴を記載した書類

五　現に行っている業務の概要を記載した書類

六　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

七　法第十条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

八　定款及び登記事項証明書

（指定試験機関の名称の変更等の届出）

第二条　法第十条第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

２　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三　新設又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第三条　指定試験機関は、法第十一条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名

二　選任し、又は解任しようとする年月日

三　選任又は解任の理由